

平成19年9月25日

協力企業作業員の負傷について

平成19年9月24日午前10時30分頃、定期検査中の3号機タービン建屋1階において、配管の保温材取り外し作業を行っていた協力企業作業員の左まぶたに、切断した保温材の針金が跳ねてあたりました。その後、左目に違和感があったことから、業務車にて病院へ搬送いたしました。

診察の結果、「左眼角膜刺傷・角膜異物」と診断されました。

確認の結果、当該作業員は太い配管の保温材を固定している針金を切断する際、保温材が落下しないように片手で保温材を押さえながら切断作業を行っており、顔を配管に近づけ過ぎたために、切断した針金が跳ねて負傷したことがわかりました。

対策として、今回のように太い配管の保温材を取り外す作業においては、保温材の脱落を防止するゴムチューブを配管に巻き付けた上で、針金を手で押さえながら切断することといたします。

また、本事例については所内および協力企業に周知し、注意喚起いたします。

なお、当該作業員に放射性物質による汚染はありません。

以 上